

# 新制度 5 年後見直しと 令和 2 年度公定価格等について



# 新制度 5 年後見直しの検討経緯

- ～2019年 5 月 5 年間で経過措置の期限が到来する事項を先に検討・措置  
ex.) 幼保連携型認可園の免許・資格特例の延長  
幼保連携型認可園の施設長配置加算の特例廃止 など
- 2019年 6 月～ 経営実態調査の実施
- 2019年 8 月～ 子ども子育て会議での議論
- 2019年 1 2 月 「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」  
取りまとめ
- 2020年 1 月～ 対応方針を受けて、具体的な各要綱の改正・公定価格単価の見直しなど

# 5 年後見直しの対応方針（公定価格以外の事項）

## **基本的な考え方**

制度の根本は一定の成果を挙げているとの認識に立ち、  
現場で生じている課題・疑問に丁寧に対応する

本日は、幼稚園・認定こども園の経営者に関連が深い主な項目を解説

## Topic 保育短時間・標準時間の区分のあり方



ほとんどの保護者が保育標準時間認定を取得する現状があり、市町村の事務負担も重いので保育短時間の区分を廃止すべき？

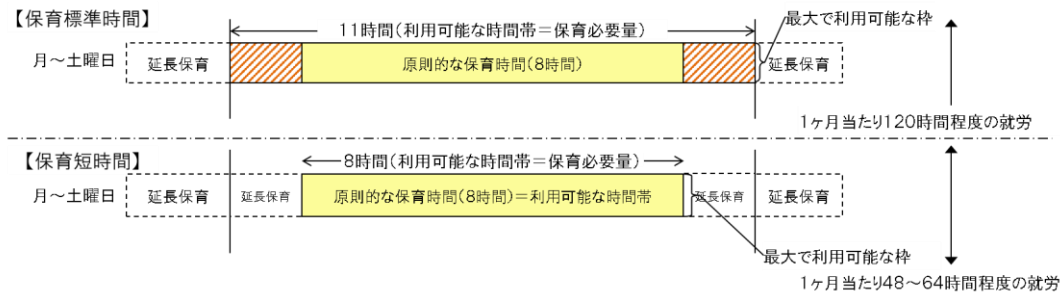


保育長時間化の懸念があり、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにすることは重要であることから、直ちに見直しは行わず、引き続き区分のあり方を検討。

### ○保育必要量のイメージ

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



### ○平成28年度の調査における各区分の割合(全国)

標準時間認定の割合：短時間認定の割合＝**83.9%：16.1%**

## Topic 保育認定事由のうち「求職活動」の取扱



一定期間に限り「求職活動」により保育認定を取れるが、認定が切れても、「ネットで職探しています」などと言って更新し続ければ実際に就労していなくても保育認定を取り続けられるのは問題ではないか？



就労など他の認定事由との公平性を踏まえ、求職活動の内容及び確認方法の例について通知等により周知。

### ○周知内容(案)

- ・ 求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容及び状態であることが求められ、主なものとして、ハローワークにおける求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれる。なお、自宅における、新聞・インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っている場合や、知人への紹介依頼等、活動頻度や時間、内容等に鑑み、その活動のみをもって保育の必要性が生じているとは言い難い場合は含まない。
- ・ 申請時に、今後の求職活動の計画等の提出を求め、認定の有効期間終了後に再度申請する場合には、活動内容の報告を求める。



## Topic 幼稚園の2歳児保育と支給認定のあり方



幼稚園における2歳児保育も多く実施されており、需要の把握の観点からも支給認定（公定価格）の対象としてはどうか？



幼稚園における2歳児の受入れについては、実施の有無や目的・内容が多様であり、支給認定の対象とし一律の公定価格を設定する状況にあるとは言えないため、引き続き多様な活動を地域子ども・子育て支援事業や公定価格の子育て支援活動費加算等により支援。

### ○これまでの取組経緯

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）  
第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

平成15年～18年

構造改革特区制度において「満三歳未満児の幼稚園入園事業」を実施

平成19年～

評価委員会等による特区事業の検証の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園児としての集団的教育ではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこととされた。

⇒子育て支援の観点から、私学助成（幼稚園の子育て支援活動の推進）や子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業（一般型））により支援を実施

平成30年

待機児童の解消に向けた子育て安心プランに基づき、保育の必要性のある2歳児を幼稚園で受け入れる場合の新たな運営費支援の仕組みを創設。（一時預かり事業幼稚園型Ⅱ）

## Topic 幼保連携型認可園の設置基準のあり方



特に都市部を中心として、幼保連携型認可園への移行促進のため3歳以上児の保育室については3階以上へ設置しても良いこととしてはどうか？



園庭へのアクセスの容易さは保育の質に直結する上、満3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合においては、遊戯室を3階以上に設置可能とするなどについて既に周知しており、更なる基準緩和は行わない。

## Topic 保育所等の面積基準及び外搬給食のあり方



都市部等の保育所設置の促進のため面積基準を見直してはどうか。また、0～2歳児の給食の外部搬入規制の見直しをしてはどうか。



面積基準については、待機児童が100人以上いる、地価が一定以上である等の要件を満たすとして厚生労働大臣が定める自治体では地域の実情に応じて変更できる特例措置が現にあり、見直しを行わない。  
給食の外部搬入の拡大については、質の観点からの懸念もあり、時期尚早。



幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、原則として幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、未だ片免保有の職員も一定数いることから、特例が終了する令和6年度末までに更なる免許併有促進策を講じるべきではないか？



令和6年度末までの特例期間中に更なる免許状・資格併有促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ、①保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、②幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について更なる検討を進める。

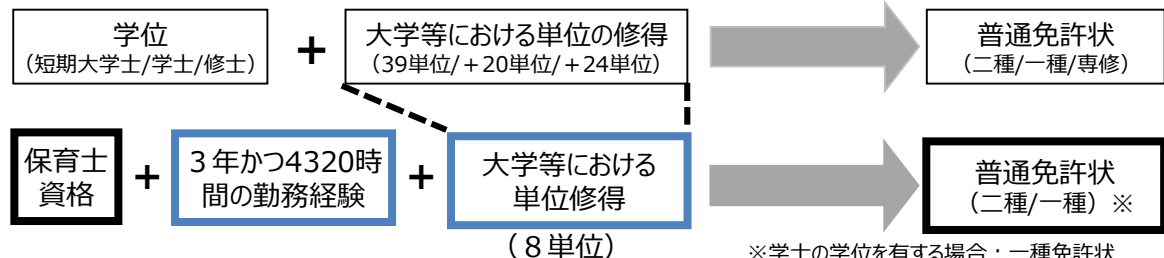
（検討例）認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等

## ○現在の免許併有状況（平成30年度）

| 資格・免許の保有状況 | 人数       | 割合     |
|------------|----------|--------|
| 両方保有       | 90,647人  | 90.4%  |
| どちらか一方のみ保有 | 9,660人   | 9.6%   |
| 幼稚園教諭のみ    | 2,274人   | 2.3%   |
| 保育士のみ      | 7,386人   | 7.4%   |
| 総数         | 100,307人 | 100.0% |

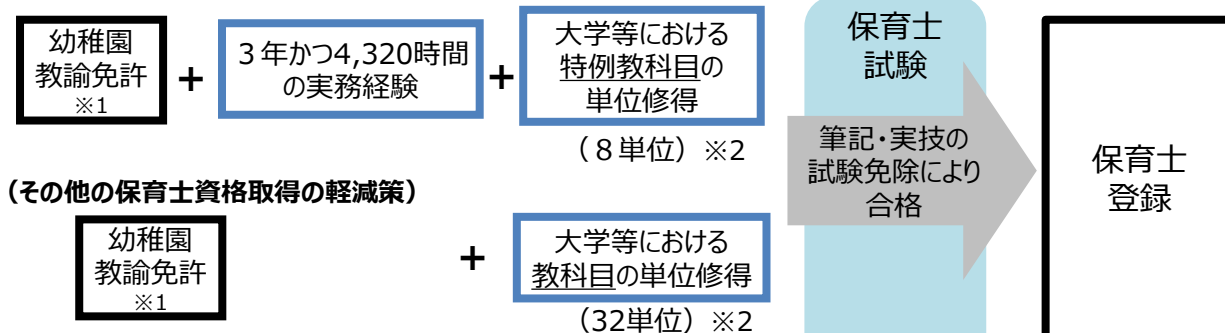
## ○現在の免許・資格取得特例

### 幼稚園免許取得の特例



※学士の学位を有する場合：一種免許状  
※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

### 保育士資格取得の特例



※1. 幼稚園教諭免許所有のみの場合でも一部の筆記科目と実技試験が免除  
※2. 単位数に応じて、筆記科目が免除

## ○その他の支援策等

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業  
保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

⇒免許状・資格取得等のための受講料、代替職員の雇上費の補助

幼稚園免許状・保育士資格取得に係る連携事業（令和元年度～）

⇒都道府県・関係団体・養成機関が連携して組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係る経費の補助を行う事業を創設



私立の認定こども園における障害児等支援については、①私学助成の「特別支援教育費補助」、②地域子ども子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」、③地方交付税による一般財源措置があり、施設の類型や設置者及び支給認定区分によって異なる補助制度が適用されるなど園や自治体の負担が大きい。



現時点で認定こども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようにしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3～5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とする。（令和3年度から）  
更なる支援の一元化については、国地方の税財源配分のあり方等に関する大局的な議論の機会をとらえるなどして、引き続き検討。

私学助成が交付可能な範囲

| 認定こども園        |                   |             | 1号 | 2号  | 3号 |
|---------------|-------------------|-------------|----|-----|----|
| 幼保<br>連携<br>型 | 学校法人立※1, 2        | 旧接続型        | ○  | ○   | ●  |
|               |                   | 旧並列型        | ○  | ●   | ●  |
|               |                   | 上記以外※3      | ○  | ●   | ●  |
|               | 上記以外              |             | ☆  | ●   | ●  |
| 幼稚園<br>型      | 幼稚園部分が<br>学校法人立※1 | 単独型         | ○  | ○   |    |
|               |                   | 接続型         | ○  | ○   | ☆  |
|               |                   | 並列型         | ○  | ☆→○ | ☆  |
|               | 上記以外              | 単独型         | ☆  | ☆   |    |
|               |                   | 接続型・並列<br>型 | ☆  | ☆   | ☆  |
| 保育所型          |                   |             | ☆  | ●   | ●  |
| 地方裁量型         |                   |             | ☆  | ☆   | ☆  |

☆：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）  
○：私学助成（特別支援教育経費） ●：一般財源措置（平成15年度～）

| 認定こども園    |                   |        | 1号 | 2号 | 3号 |
|-----------|-------------------|--------|----|----|----|
| 幼保<br>連携型 | 学校法人立※<br>1, 2    | 旧接続型   | ○  | ○  | ●  |
|           |                   | 旧並列型   | ○  | ●  | ●  |
|           |                   | 上記以外※3 | ○  | ●  | ●  |
|           | 上記以外              |        | ☆  | ●  | ●  |
| 幼稚園<br>型  | 幼稚園部分が<br>学校法人立※1 |        | ○  | ○  | ☆  |
|           | 上記以外              |        | ☆  | ☆  | ☆  |
| 保育所型      |                   |        | ☆  | ●  | ●  |
| 地方裁量型     |                   |        | ☆  | ☆  | ☆  |

# 5 年後見直しの対応方針（公定価格・地域子ども子育て支援事業）

## 基本的な考え方

- ・収支は均衡しており、公定価格の水準全体の切り上げ・切り下げは行わない。
- ・過剰に措置されている部分を適正化し、その財源を用いて教育・保育の質の向上につながるような取組への支援を加速する。



# 令和元年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果（速報値）の概要

## 調査の概要

- 目的 子ども・子育て支援新制度施行 5 年後の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等における経営実態や職員給与の状況等を把握することを目的とする。
- 調査対象 保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園、地域型保育事業所の計16,000か所  
(うち保育所8,488、幼稚園（新制度） 2,296、認定こども園2,529、地域型2,687)
- ※有効回答率＝全体：55.3％（保育所：54.8％、幼稚園（新制度）：62.3％、認定こども園：65.5％、地域型：41.1％）
- 調査内容 収支の状況（平成30年度）、職員給与の状況（平成31年3月） 等

## 調査の回収状況（令和元年9月10日現在）

|          | 全体       |         |       |         |       | (うち私立)   |         |       |         |       |
|----------|----------|---------|-------|---------|-------|----------|---------|-------|---------|-------|
|          | 調査客対数    | 回収状況    |       |         |       | 調査客対数    | 回収状況    |       |         |       |
|          |          | 回収数     |       | 有効回答数   |       |          | 回収数     |       | 有効回答数   |       |
|          |          |         | 割合    |         | 割合    |          |         | 割合    |         | 割合    |
| 保育所      | 8,488か所  | 4,823か所 | 56.8% | 4,654か所 | 54.8% | 5,670か所  | 2,800か所 | 49.1% | 2,746か所 | 48.4% |
| 幼稚園（新制度） | 2,296か所  | 1,649か所 | 71.8% | 1,431か所 | 62.3% | 831か所    | 544か所   | 65.5% | 439か所   | 52.8% |
| 認定こども園   | 2,529か所  | 1,726か所 | 68.2% | 1,657か所 | 65.5% | 1,694か所  | 1,053か所 | 61.9% | 1,034か所 | 61.0% |
| 地域型保育事業所 | 2,687か所  | 1,223か所 | 45.5% | 1,105か所 | 41.1% | 2,611か所  | 1,172か所 | 44.7% | 1,054か所 | 40.4% |
| 合計       | 16,000か所 | 9,421か所 | 58.9% | 8,847か所 | 55.3% | 10,806か所 | 5,569か所 | 51.5% | 5,273か所 | 48.8% |

令和元年度経営実態調査の集計結果（速報値）①

【私立施設】

1. 収支差率

|          | 今回調査結果（平成30年度決算） | 前回調査結果（平成28年度決算） |
|----------|------------------|------------------|
| 保育所      | 2.3%             | 5.1%             |
| 幼稚園（新制度） | 3.8%             | 6.8%             |
| 認定こども園   | 2.0%             | 9.0%             |

※ 前回調査と今回調査とでは、調査票・集計方法に以下の違いがある。（H31年2月20日子ども・子育て会議で報告）

- ①【全施設共通】教育・保育の事業区分外の収益・費用（受取利息・借入金利息補助金・本部経費・借入金利息等）を収支差に含める。
- ②【認定こども園】学校法人会計基準の適用施設については、幼稚園と同様に、基本金組入額を把握して収支差に反映する。

参考：他分野の経営実態調査の結果

|                      | 収支差率（平成29年度調査） |
|----------------------|----------------|
| 介護分野（全体）             | 3. 3%          |
| 障害分野（全体）             | 5. 9%          |
| 中小企業（財政制度等審議会の試算データ） | 3. 1%          |

令和元年度経営実態調査の集計結果（速報値）②

【私立施設】

2. 収益計に対する人件費割合

|          | 今回調査結果（①）<br>（平成30年度決算） | 前回調査結果（②）<br>（平成28年度決算） | 差（③＝①－②） |
|----------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 保育所      | 75.1%                   | 72.7%                   | +2.4%    |
| 幼稚園（新制度） | 63.8%                   | 60.0%                   | +3.8%    |
| 認定こども園   | 69.5%                   | 65.0%                   | +4.5%    |

3. 常勤保育士等の給与月額（賞与の1／12込み）

|              | 今回調査結果（①）<br>（平成31年3月給与と平成30年度賞与） | 前回調査結果（②）<br>（平成29年3月給与と平成28年度賞与） | 差（③＝①－②）      |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------|
| 保育所（保育士）     | 30.2万円（11.2年）                     | 26.2万円（8.8年）                      | +4.0万円（+2.4年） |
| 幼稚園（新制度）（教諭） | 28.7万円（7.8年）                      | 25.9万円（10.4年）                     | +2.8万円（▲2.6年） |
| 認定こども園（保育教諭） | 28.0万円（8.2年）                      | 24.2万円（7.9年）                      | +3.8万円（+0.3年） |

※ 調査結果の（ ）書きは平均勤続年数。

## Topic 積み上げ方式 v.s. 包括算定方式

対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきではないか。



質の改善等、今後必要となる個別の項目の見直しを着実に進められるよう、積み上げ方式を維持する。公定価格と実際の運営に要した費用が大きく乖離しないよう、必要な見直しは行う。

各社会保障制度における公定価格等の算定方式

|        | 診療報酬 | 介護報酬 | 障害福祉サービス等報酬 | 保育<br>公定価格 |
|--------|------|------|-------------|------------|
| 積み上げ方式 |      |      |             | ○          |
| 包括方式   | ○    | ○    | ○           |            |

### ○財政制度等審議会の建議（令和元年6月）

各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべきである。

## Topic 今後の処遇改善のあり方



保育士・幼稚園教諭等の給与については、処遇改善の結果着実に上昇しているが、今後の処遇改善についてどのように考えるか。



依然として全産業平均の賃金月額との間で差があり、加算の取得促進や更なる処遇改善について財源の確保と併せて検討。



処遇改善加算の認定の事務負担軽減や、処遇改善加算Ⅱの施設内での配分方法の緩和を引き続き検討。



**まずは、令和元年度人事院勧告を受けた処遇改善を実施。（令和元年度から遡及適用）**

（+1%程度。年収ベースで397万円⇒402万円）

### ○保育士と全産業の賃金月額とその差

（出典：賃金構造基本統計調査）

|          | 平成27年（新制度開始時） | 平成30年  |
|----------|---------------|--------|
| 全産業の賃金月額 | 40.8万円        | 41.4万円 |
| うち女性     | 31.1万円        | 31.9万円 |
| 保育士の賃金月額 | 26.9万円        | 29.8万円 |
| うち女性     | 26.8万円        | 29.7万円 |
| 差額       | 13.8万円        | 11.6万円 |
| うち女性     | 4.3万円         | 2.2万円  |

## Topic 地域区分のあり方

充<sup>+</sup>

現在は国家公務員給与の地域区分が公定価格にも適用されているが、周囲の市町村と地域区分の格差があり、それが人件費の差となって表れる結果、人材確保が困難となっている。地域区分のあり方をどう考えるか？

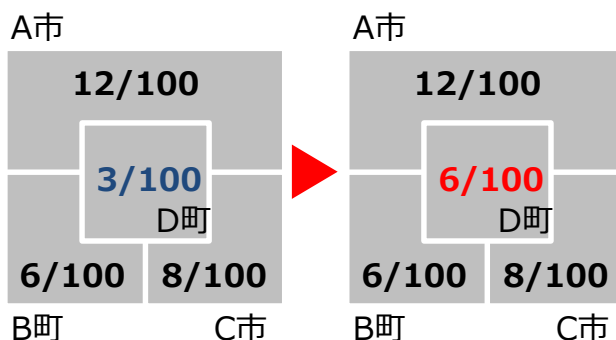


地域区分についても統一的かつ客観的なルールにより区分されることが必要であり、仮に他のルールを採用したとしても新たな差が生じるだけ。そのため、公務員給与の地域区分を引き続き活用するが、支給割合の高い地域に囲まれている場合には、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引き上げる仕組みを導入。

### ○現在の区分

| 地域区分             |
|------------------|
| 20/100地域（1級地に対応） |
| 16/100地域（2級地に対応） |
| 15/100地域（3級地に対応） |
| 12/100地域（4級地に対応） |
| 10/100地域（5級地に対応） |
| 6/100地域（6級地に対応）  |
| 3/100地域（7級地に対応）  |
| その他地域（無支給の地域に対応） |

### ○改善前後の地域区分の変更例



## Topic 施設型給付の統一様式の作成

複数市町村に園を有する法人や、広域利用がある場合など、複数市町村に施設型給付の申請書類を提出する際に自治体毎に様式がばらばらで、事務負担がとて大さい。



現在でも「参考様式」を周知しているが、市町村が実際に使用している様式も参考にしながら、「統一的な請求様式」を作成するとともに、普及に向けた取組を進める。

## Topic 職員配置基準の改善等、「0.3兆円超」の質改善メニューの取扱

「1歳児や4・5歳児の職員配置基準の改善」をはじめとする0.3兆円超の質改善メニューの実現について、どう考えるか。



全ての項目を単年度に一気に進めることは難しいが、各年度の予算編成過程において、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努める。



## Topic 栄養管理加算の充実

充<sup>+</sup>

食育の推進や、アレルギーのある子ども等への適切な対応のため、栄養士を活用して献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けることは大切だが、栄養士を配置するために必要な加算額となっていない。



現在の栄養管理加算では、栄養士の「嘱託」の場合も「雇用」の場合も一律の単価となっているが、「雇用」の場合の加算単価を充実する。

○現在の単価

○想定される改善単価（調整中）

《一律》  
12万円/年  
(嘱託を想定した単価)



《嘱託》  
12万円/年

《雇用》  
80万円/年（1号）  
90万円/年（2・3号）

《兼務》  
※基本分単価や他の加算により配置する調理員等が兼務  
50万円/年（1号）  
60万円/年（2・3号）

## Topic 認可園の1⇒2号減収問題への対応

無償化等も影響もあり2号認定の定員を増やしたいが、総定員は同じでも1号を減らして2号定員を増やすと減収となる場合があるが、何とかならないか？



保護者の就労状況にかかわらず子どもの受入れが可能である認定こども園のよさを生かす観点から、チーム保育加配加算について、3歳以上の子どもの認定区分が1号から2号へと変更される場合の算定方法を見直す。

### ○チーム保育加配加算の算定方法（認可園）

《現行》

加配人数の上限 ⇒ 1・2号定員の合計に応じ、1名～8名

実際の加算額 ⇒ 1号利用定員に応じた単価×加配人数×1号こども数

《見直し案（調整中）》

加配人数の上限 ⇒ 1・2号定員の合計に応じ、1名～8名

実際の加算額 ⇒ 1・2号定員に応じた単価×加配人数×1・2号こども数

### ○認可園公定価格シミュレーション

※試算ソフトver3.4.1を利用。

※比較のため、チーム保育加算以外の加算は未取得、3号認定ゼロの前提で計算

※総定員165人、チーム保育加算は3人、各学年在籍人数は同一

1号120人、2号45人の園の公定価格 ⇒ 約9740万円

1号90人、2号75人の園の公定価格 ⇒ 約9674万円

## Topic 処遇改善加算の算定方法の在り方

加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ申請する際の申請事務が煩雑である。特に、「基準年度」（確認の前年度等）に遡って給与総額を計算しなければならず、昔の賃金台帳等を長期保存してあてはめて計算するのは大変。



自治体・事業者の声を踏まえつつ、事務負担軽減を検討する。特に「基準年度」については、毎年加算適用の前年度とすることを含め検討。

## Topic 処遇改善加算Ⅱの施設内での配分方法

現在、月額4万円の処遇改善の対象となる職員の1/2には4万円以上の処遇改善が必要となるが、施設内の不公平感等もあり、加算取得をためらうケースがある。



長期にわたって働き続けられるキャリアラダーを整備する・確実な処遇改善を行うという制度の趣旨目的との関係も考慮し、配分方法についてさらに緩和。

### ○ 処遇改善等加算Ⅰ・処遇改善等加算Ⅱの取得状況（Ⅰは平成29年3月、Ⅱは平成30年3月。3府省調べ）

| 処遇改善等加算Ⅰ<br>取得率    | 幼稚園          | 保育所   | 認定こども園 | 家庭的保育 | 小規模保育 | 事業所内保育 | 居宅訪問型保育 |
|--------------------|--------------|-------|--------|-------|-------|--------|---------|
| 基礎分取得率             | 98.4%        | 99.8% | 99.9%  | 99.4% | 99.3% | 99.7%  | 69.2%   |
| 賃金改善要件分<br>取得率     | <b>85.6%</b> | 95.5% | 95.3%  | 67.8% | 91.9% | 86.9%  | 46.2%   |
| キャリアパス要件を<br>満たした率 | <b>57.3%</b> | 86.0% | 82.6%  | 40.9% | 74.0% | 67.0%  | 38.5%   |

| 処遇改善等加算Ⅱ<br>認定状況 | 幼稚園          | 保育所      | 認定こども園  | 家庭的保育 | 小規模保育   | 事業所内保育 | 居宅訪問型保育 |
|------------------|--------------|----------|---------|-------|---------|--------|---------|
| 民間施設数            | 869か所        | 14,543か所 | 4,245か所 | 913か所 | 3,637か所 | 470か所  | 10か所    |
| うち加算施設数          | 458か所        | 11,650か所 | 3,485か所 | 331か所 | 2,197か所 | 179か所  | 2か所     |
| 適用割合             | <b>52.7%</b> | 80.1%    | 82.1%   | 36.3% | 60.4%   | 38.1%  | 20.0%   |



## 令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

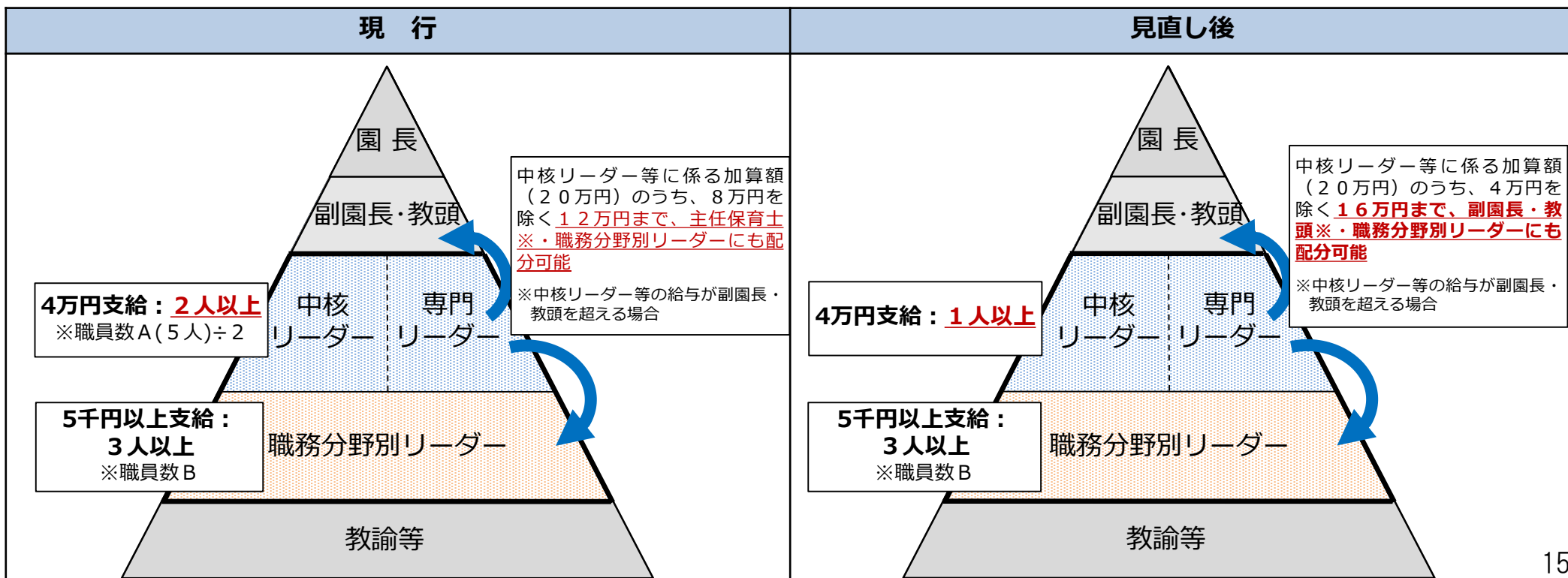
### 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「中核リーダー等」に係る加算額については、**実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保すること**を求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「**1人以上**」に緩和する。

※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の幼稚園の場合のイメージ> ※園長1人、副園長・教頭1人、一般職員15人

4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



## 基準年度の見直し

- 処遇改善等加算による賃金改善額について、現行は、**算定の起点となる基準年度**が固定時点となっており、処遇改善等加算ⅠとⅡによっても異なっているが、給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、基準年度を「**加算当年度の前年度**」に見直す。
- その際、毎年度の**賃金改善の確認（加算額と賃金改善額の比較）**は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して行うこととする。
  - ※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難い施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。（令和2年度は、現行の基準年度も可。）
  - ※ 前年度に処遇改善等加算を取得していない場合は「直前の加算を取得した年度」とする。（新たに処遇改善等加算を取得する場合の取扱いとは現行と同じ。）
  - ※ 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。

|       | 現 行                                                | 見直し後                                                                                     |
|-------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準年度  | 支援法による確認の効力が生じる年度の前年度（平成26年度以前からある保育所については、平成24年度） | 加算当年度（当該加算の適用を受けようとする年度）の前年度                                                             |
| 考え方   | 賃金改善額（対基準年度） $\geq$ 加算額（全体）                        | 賃金改善額（対加算前年度） $\geq$ 加算額（加算当年度追加分）<br>※加算額の追加分がない場合は、現年度の賃金総額が、前年度の賃金水準＋人件費改定相当分であることが必要 |
| イメージ図 |                                                    |                                                                                          |



・各園の保育実践の質を継続的に高めていくためには、自園でP D C Aサイクルを回していくことに加え、幼児教育アドバイザー、E C E Qコーディネーターといった専門家の知恵を借りながら、公開保育や学校関係者評価を通じて各保育者が子どもの「見取り」の力を高めたり、自園の評価軸の妥当性を客観的に評価していくことが重要。しかし、現在の施設関係者評価加算ではそれらの取組を実施するために必要な加算額となっていない。



学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、公開保育の取組と学校関係者評価を一体的に実施する施設に対して施設関係者評価加算の充実を行う。代わりに、自己評価の実施を加算の取得要件とする。

## ○幼稚園・認定こども園における学校評価体系

| 自己評価    | 義務   |
|---------|------|
| 学校関係者評価 | 努力義務 |

○学校教育法施行規則【幼稚園について、第39条において準用。】

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則  
【幼保連携型認定こども園について、第23条・第24条に学校教育法施行規則と同規定あり。】

## ○施設関係者評価加算（1号）の現状と見直し案

### 《現行》

加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

### 《想定される改善単価》

（公開保育と学校関係者評価を組み合わせて実施する施設）

加算単価 **300,000円**／年（コーディネーター謝金・事務経費を措置）

（その他の施設）

加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

## ○公開保育を通じ評価を保育実践の向上につなげる取組例

### Step1 事前訪問

コーディネーターが園のトップリーダーを訪問し、園の理念・課題と公開保育に望むことなどをすり合わせ

### Step2 事前研修

コーディネーターの進行によるワークショップ等を通じ、保育者が考える園の現状・課題等を検討、共有

### Step3 準備

公開保育当日に意見をもらいたい保育の観点をまとめるなど、公開保育の準備

### Step4 公開保育

公開保育を実施するとともに、コーディネーターの進行による協議会の実施

### Step5 事後研修

コーディネーターとともに公開保育を振り返り、次に取り組むべき課題等を見出す

各プロセスを自己評価・関係者評価等の一環として実施することにより、保育の質向上につながる評価へ



# Topic 幼小連携の推進（主幹教諭等専任加算の要件緩和）

充

- ・教育・保育の質の向上に資する幼小連携の実施のためには、主幹教諭等のリーダーシップの下、日常の保育に加えて、小学校との継続的な保育者の交流や協議会の開催等を実施する事が必要となってくるが、そのために代替教員等が必要。
- ・加算の取得可能条件の中に、幼稚園の本務である教育課程に係る教育の質の向上に関する取組が少なく、結果として主幹教諭が教育以外の活動に専任せざるを得ないなど、加算の取得が難しいとの指摘



主幹教諭等専任加算の要件を弾力化し、継続的な幼小連携といった教育・保育の質の向上に資する取組によっても加算を取得できることとする。これにより、加算の取得促進と幼小連携の推進を図る。

## ○主幹教諭等専任加算の現状と見直し

### ①加算要件等

- 主幹教諭等を指導計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるため、必要教員数を超えて代替教員（非常勤講師）を配置し、かつ以下の事業を複数実施。
  - i) 預かり保育
  - ii) 非在籍園児の一時保育
  - iii) 満3歳児に対する教育・保育
  - iv) 障害児に対する教育・保育

### ②加算単価： 約130万円／年（代替教員の配置経費を措置）

※認定こども園（1号）については、代替教員分の経費が基本分に積まれており、上記加算要件を満たさない場合に減算調整を行うこととなっている。

### ③加算取得率（幼稚園）：46%

（参考）保育所における主任保育士等専任化加算の取得率：81%

加算要件となる事業に **v) 継続的な幼小接続の実施**を加え、加算の取得を促進

主幹教諭選任加算が取得要件となっているその他の加算（療育支援加算、子育て支援加算）も取得可能となり、総合的な教育の質の向上に貢献

## （2）幼小接続のステップと現状

| 連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安 |                                                         | 割合    |
|------------------------|---------------------------------------------------------|-------|
| ステップ0                  | 連携の予定・計画がまだ無い                                           | 9.7%  |
| ステップ1                  | 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である                                   | 7.2%  |
| ステップ2                  | 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない        | 57.6% |
| ステップ3                  | 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている             | 18.2% |
| ステップ4                  | 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている | 6.6%  |

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（平成22年11月11日 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議）および文部科学省平成28年度幼児教育実態調査より

### 円滑な小学校接続に向けて実施している主な活動

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ・幼児及び児童の交流（幼児が小学校の活動に参加する等）    | 64.9% |
| ・教諭等同士の交流（保育・授業参観、合同の研究会・協議会等） | 55.3% |
| ・小学校接続推進担当職員の配置（公定価格職員が対応）     | 29.2% |
| ・小学校接続推進担当職員の配置（公定価格職員以外を配置）   | 2.2%  |

### 円滑な小学校接続を図るうえで課題となっている主な点

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| ・活動の実施に係る業務のための教職員の負担が過大 | 61.8% |
| ・活動実施に必要な専任の担当者の確保が困難    | 42.8% |
| ・活動の実施に必要な専門的知識・能力が不足    | 19.7% |



# 主幹教諭等専任加算の加算要件見直しの具体的内容

## 令和元年度 留意事項通知

以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

- I 幼稚園型一時預かり事業（私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。）
- II 一般型一時預かり事業（私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。）
- III 満3歳児に対する教育・保育の提供
- IV 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供



## 令和二年度 留意事項通知

以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

（I～IV 修正なし）

- V 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）
  - (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
  - (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動が年間を通じ複数回実施していること。
  - (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

# Topic 給食実施加算の充実・適正化（自園調理の支援強化）

適

給食実施加算については、非常勤調理員分の経費が措置されているが、外搬給食の場合も調理員分の経費を措置していることをどう考えるか？



外搬給食の場合には、加算額を適正化し、給食の受け取り・配膳等に要する経費のみ措置することとする。

充

現在の加算単価では、自園設備を用いて調理を行う場合の調理・衛生管理等の費用がまかなえない。



自園設備を用いてきめ細やかな栄養・衛生管理等の下で給食を実施する場合の加算単価を充実する。

## ○幼稚園等における給食実施状況等

### 幼稚園・認可園（1号認定子ども）における給食実施状況

給食実施加算取得率：94.1%  
うち週5日実施率：78.2%  
平成30年3月。3府省調べ  
N=6066

### 幼稚園における給食実施形態

|             |       |                                                       |
|-------------|-------|-------------------------------------------------------|
| 自園調理・調理員雇上げ | 11.0% | 令和元年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果（平成30年度時点）より<br>N=456 |
| 自園調理・外部委託   | 8.8%  |                                                       |
| 外部搬入        | 66.2% |                                                       |
| 未実施         | 13.8% |                                                       |

## ○現在の給食実施加算の単価

### 《外搬・自園調理共通》

1号定員～15人：非常勤調理員1名分（約120万円程度）  
     } 利用定員に応じて徐々に増加  
 1号定員211人～：非常勤調理員2名分（約240万円程度）

## ○想定される改善単価（調整中）

### 《外部搬入》

1号定員～15人：約40万円程度  
     } 利用定員に応じて徐々に増加  
 1号定員211人～：約60万円程度

### 《自園設備での調理》

1号定員～15人：非常勤調理員2名分（約240万円程度）  
     } 利用定員に応じて徐々に増加  
 1号定員211人～：非常勤調理員3名分（約360万円程度）

# 給食実施加算単価（幼稚園・認定こども園 1 号）の見直しの具体的内容

**自園調理**＝「施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合」

⇒施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。

**外部搬入**＝「施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合」

⇒搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合も外部搬入と取扱う。

## 令和元年度単価

定員区分に応じて以下の金額

| 定員区分      | 年額加算額  |
|-----------|--------|
| ～60人      | 約123万円 |
| 61人～75人   | 約135万円 |
| 76人～90人   | 約147万円 |
| 91人～105人  | 約160万円 |
| 106人～120人 | 約172万円 |
| 121人～135人 | 約184万円 |
| 136人～150人 | 約197万円 |
| 151人～180人 | 約209万円 |
| 181人～210人 | 約221万円 |
| 211人～     | 約246万円 |



## 令和2年度単価

定員区分に応じて以下の金額

| 定員区分      | 年額加算額                        |                    |
|-----------|------------------------------|--------------------|
|           | 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている施設 | 外部搬入により給食を実施している施設 |
| ～60人      | 約246万円                       | 約44万円              |
| 61人～75人   | 約258万円                       | 約46万円              |
| 76人～90人   | 約270万円                       | 約48万円              |
| 91人～105人  | 約283万円                       | 約50万円              |
| 106人～120人 | 約295万円                       | 約53万円              |
| 121人～135人 | 約307万円                       | 約55万円              |
| 136人～150人 | 約320万円                       | 約57万円              |
| 151人～180人 | 約332万円                       | 約59万円              |
| 181人～210人 | 約344万円                       | 約61万円              |
| 211人～     | 約369万円                       | 約66万円              |

※単価は給食を週5日間実施している場合<sup>21</sup>



幼稚園において特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合、教育課程に係る時間中は、公定価格における療育支援加算や私学助成における特別支援教育費補助による運営費支援が受けられる。しかし、預かり保育に対する運営費支援である時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）においては、障害児を受け入れた場合であっても、単価の加算等を行わないため、事実上利用を断っている場合もある。



一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）において、障害児を受け入れる場合の特別単価を創設する。

- 障害児とは、在籍する幼稚園等における教育時間内において、健康面・発達面において特別な支援を要するとして、現に都道府県又は市町村による補助事業等の対象となっている児童その他市町村が認める障害児。
- 障害児であることの確認にあたっては、現に都道府県又は市町村による補助事業等の対象となっていることを証する書類により確認できる場合には、新たな確認を行う必要はない。
- 新たに障害児であることの確認を行う場合であっても、身体障害者手帳等の交付の有無は問わず、医師による診断書の他、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

○補助単価表修正案

|                   |           | 基本分（利用時間想定）                                                                                 | 長時間加算                                                                                        | 障害児単価                                                                                                        |
|-------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在籍園児<br>（1人当たり日額） | 平日の教育時間前後 | ・年間延べ利用者数2,000人超 400円<br>・年間延べ利用者数2,000人以下<br>1,600千円／年間延べ利用者数－400円<br>【4時間（又は教育時間との合計8時間）】 | 左記の基本分（利用時間想定）を超える場合に超過時間に応じて加算<br><br>① 150円 2時間未満<br>② 300円 2時間以上<br>3時間未満<br>③ 450円 3時間以上 | <div>&lt;新規&gt;</div> <div>4,000円</div> <div>※障害児には一律に本単価を適用する。</div> <div>左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。</div> |
|                   | 長期休業期間中   | 400円【4時間】・800円【8時間】                                                                         |                                                                                              |                                                                                                              |
|                   | 休日（土日祝等）  | 800円【8時間】                                                                                   |                                                                                              |                                                                                                              |
| 非在籍園児（1人当たり日額）    |           | 800円【8時間】                                                                                   |                                                                                              |                                                                                                              |
| 就労支援型施設加算（1施設年額）  |           | 事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり                                                 |                                                                                              |                                                                                                              |
| 保育体制充実加算（1施設年額）   |           | 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者 約144万円                                              |                                                                                              |                                                                                                              |

## Topic 土曜日減算のあり方

2号のみ

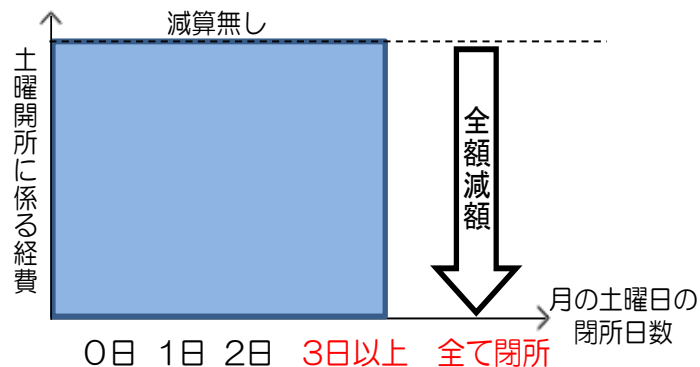
適

土曜日は月に1日でも開所していれば公定価格上減算がかからない仕組みとなっているが、月4回開所している園と月1回開所の園で公定価格が同じとなっている。また、開所している園について利用児童数や職員数が平日より少ない園が多い。

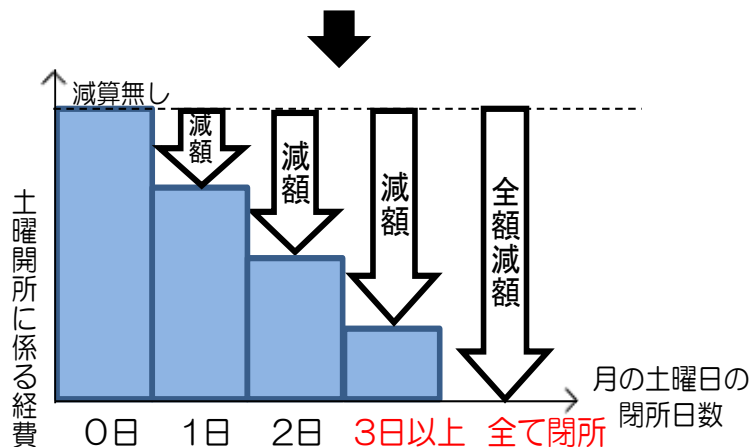


土曜日の開所日数に応じて減額調整する仕組みを導入する。一方、保育所の経営実態も鑑み、児童数や職員数が少ない事に着目した減算は行わない。

現行



見直し後



## Topic 副食費（物価調整部分）の取扱

無償化施行に伴って、副食費が実費徴収化され副食費相当分が公定価格から抜かれたが、副食費本体が抜かれた一方物価調整分（680円）は残っている。この取扱をどうするか。



旧副食費相当額の一部については公定価格に存置し、経営実態調査において人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乗せする。

## Topic チーム保育推進加算の取得要件緩和

※保育所のみ

充

同加算は「職員の平均経験年数が15年以上」という要件のハードルが高く、取得が進まない。



「職員の平均経験年数が15年以上」を「職員の平均経験年数が12年以上」に緩和。



## Topic 減価償却費加算の地域区分の統一

充<sup>+</sup>

減価償却費加算の地域区分（A地域～D地域）について、保育所等整備交付金が平成29年度よりA地域に区分が統一されたのに対して、減価償却費加算の地域区分は見直しておらず、区分の内容に乖離が生じている。



保育所等整備交付金制度と同様に地域区分を廃止し、基準額を最も高い区分に統一。

### ※想定される見直し単価

（定員90人で6/100の地域で減価償却費加算の区分が標準地域の場合（令和元年下半期の単価））

【見直し前】・A地域：月額2,700円 ・B地域：月額2,600円 ・C地域：月額2,500円 ・D地域：月額2,400円

【見直し後】・全ての地域：月額2,700円

## Topic 所長設置加算の基本分組み入れ

※保育所等のみ

所長（保育所）や管理者（小規模保育等）については、ほとんどの施設で「所長(管理者)設置加算」が取得されているが、置いた場合のみ措置される加算となっている。



「所長（管理者）設置加算」については、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとしてはどうか。

## Topic 夜間保育加算単価の見直し

充<sup>+</sup>

夜間保育所は就労形態の多様化に伴う夜間の保育ニーズに対応するものであり、夜間保育所固有の業務や経費があるが、単価がそれに見合ったものとなっていない。



夜間保育加算の単価を充実。

6/100地域 定員40人の場合：年額約820万円→年額約930万円（+約110万円）※処遇改善等加算Ⅰを含む。

### ※想定される見直し単価

（6/100地域 定員40人の場合）

年額約820万円→年額約930万円（+約110万円）※処遇改善等加算Ⅰを含む。

## Topic 休日保育加算における共同保育の推進

充<sup>+</sup>

複数の施設が共同保育を行い、施設ごとに輪番制で各施設の利用児童を受け入れる場合、土曜日については公定価格上評価されるが、休日保育加算は取得できない。



共同保育・輪番制の場合でも休日保育加算が取得出来るよう運用を見直す。

# 子ども子育て支援新制度における充実等の概要（令和2年度、幼稚園・認定こども園関係）

注：単価の額は年度末までの調整で変動する可能性あり

## 公定価格（幼稚園・認定こども園の1号）

○国家公務員給与の改定に伴う待遇改善（+ 1%程度）

➡ **397万円⇒402万円**  
（常勤の幼稚園教諭の年収）

○給食実施加算の充実（自園設備を用いた調理の場合）  
自園設備で適切な衛生管理の下給食を実施する場合の加算単価を増額

➡ **+ 120万/年程度**  
（自園の調理設備を用いて給食を提供している場合）

○主幹教諭等専任加算の要件弾力化（幼小連携の充実）  
充実した幼小連携の実施によっても同加算を取得可能とする。

➡ **+ 130万程度/年程度**  
（加算未取得の園が新規取得した場合。同加算の取得が要件となっている療育支援加算・子育て支援加算も追加取得可能。）

○施設関係者評価加算の充実（自己評価を実施している園のみ）  
公開保育と学校関係者評価を組み合わせる場合の加算単価を増額し、コーディネーター等の委嘱費用を措置。（現行単価：6万円/年）

➡ **+ 24万/年程度**  
（既に加算取得済みの園が充実後の加算を取得した場合）

○栄養管理加算の充実  
栄養士を配置する場合の加算単価の充実（現行単価：12万円/年）

➡ **+ 68万/年程度**  
（栄養士を配置している場合。嘱託の場合は引き続き12万円。）

## 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

○特別な支援を要する子どもの特別単価の創設  
障害児を受け入れた際の日額単価を抜本的に充実

➡ **基本分単価 400円/日 ⇒ 4000円/日**  
（障害児2人を毎日預かり保育に受け入れた場合、年額約150万円）

## 公定価格（幼稚園・認定こども園の1号）

○給食実施加算の適正化（外部搬入の場合）  
現在調理員経費が加算されているのを見直し、配膳等に係る経費（※）のみ措置

➡ **▲95万～190万円/年程度**  
（給食外部搬入の場合）

（※）利用定員に応じて27万円～53万円程度